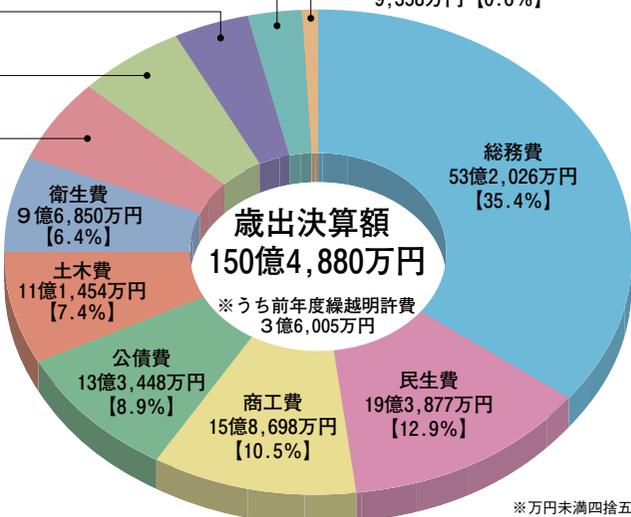


## 一般会計歳出

●最終予算額 160億4,633万円 (うち翌年度繰越明許費 7億7,069万円)

消防費 4億1,623万円 [2.8%]  
 教育費 6億1,937万円 [4.1%]  
 農林水産費 7億9,226万円 [5.3%]  
 給与費 8億6,383万円 [5.7%]  
 衛生費 9億6,850万円 [6.4%]  
 土木費 11億1,454万円 [7.4%]  
 公債費 13億3,448万円 [8.9%]  
 商工費 15億8,698万円 [10.5%]  
 民生費 19億3,877万円 [12.9%]  
 総務費 53億2,026万円 [35.4%]  
 議会費・労働費・諸支出金・災害復旧費 9,358万円 [0.6%]



右のグラフは、お金を使う用途ごとに区分した「目的別」に表しています。

令和4年度は、ふるさと納税関連事業の減少などにより総務費が前年度比13億7,508万円の減、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた町民への町内経済対策などにより民生費が1億6,038万円の増となるなど、全体で前年度比6億4,412万円の減額となりました。

## 特別会計・水道事業会計

単位: 万円

区分	予算額 (A)	収入済額 (B)	支出済額 (C)	翌年度繰越額 (D)	不用額 (A-C-D)	歳入歳出差引額 (B-C)	収入率 (B/A)	支出率 (C/A)
国民健康保険特別会計	97,427	90,512	88,899	0	8,528	1,613	92.9	91.2
介護保険特別会計	98,641	97,825	93,288	0	5,353	4,537	99.2	94.6
後期高齢者医療特別会計	14,612	14,147	14,143	0	469	4	96.8	96.8
温泉事業特別会計	9,899	10,038	9,573	0	326	465	101.4	96.7
下水道事業特別会計	31,568	30,054	29,965	1,400	203	89	95.2	94.9
計	252,147	242,576	235,868	1,400	14,879	6,708	96.2	93.5
水道事業会計(企業)	28,765	23,629	27,994	0	771	△ 4,365	82.1	97.3



令和4年度の決算額が確定しました。町の歳出額は前年度に比べ、一般会計で4.1%減(6億4,412万円)の150億4,880万円、特別会計で5.87%減(1億4,718万円)の23億5,868万円となりました。

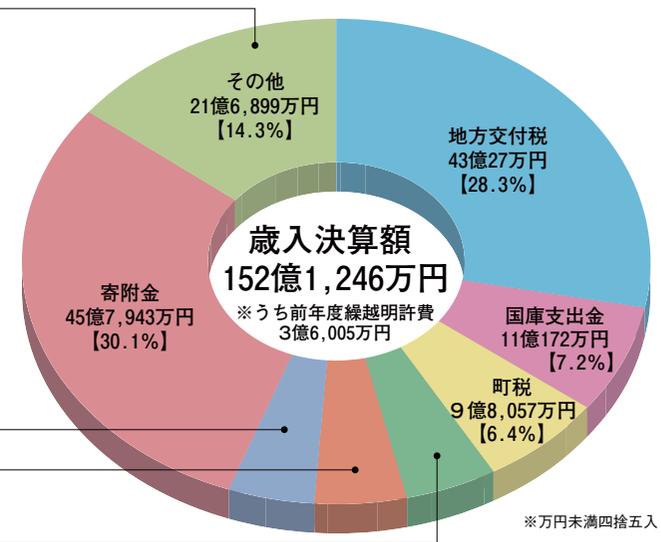
広報7月号には令和4年度最終予算額等を掲載しましたが、今回は令和4年度決算額の状況などについてお知らせします。

●問い合わせ先●  
 役場まちづくり政策課財政係 ☎482-2913 (課直通)

## 一般会計歳入

●最終予算額 160億4,633万円 (うち翌年度繰越明許費 7億7,069万円)

諸収入 12億6,294万円  
 使用料および手数料 2億 90万円  
 地方消費税交付金 1億9,202万円  
 分担金および負担金 1億8,527万円  
 地方譲与税 1億4,144万円  
 繰越金 1億1,933万円  
 財産収入 3,180万円  
 法人事業税交付金 1,338万円  
 環境性能割交付金 1,111万円  
 ゴルフ場利用税交付金 299万円  
 配当割交付金 249万円  
 地方特例交付金 221万円  
 株式等譲渡所得割交付金 201万円  
 交通安全対策特別交付金 76万円  
 利子割交付金 34万円



繰入金 6億5,869万円 [4.3%]  
 道支支出金 7億967万円 [4.7%]  
 町債 7億1,312万円 [4.7%]

町の歳入(収入)は、皆さんに納めていただく税金や、使用料・手数料など町独自の収入「自主財源」と、地方交付税など国や北海道から配分される収入「依存財源」、町債(町の借金)などで成り立っています。収入を構成している「自主財源」と「依存財源」で大きな役割を占めているのは地方交付税と寄附金になります。地方交付税については前年比6,430万円の増額、寄附金についてはふるさと納税が好調ではあるものの前年比13億26万円の減額となっています。

## 今年も防災についてよろしくお願いします。

## 防災ワンポイントコーナー

今年の干支である辰は、竜あるいは龍とも書きますが、十二支の中で唯一の空想上の動物であり、雲を呼び雨を降らせる竜神・水神として各地で信仰されています。昨年、本町は幸いにも台風や大雨による大きな被害はありませんでした。

ところで、防災は「災害を防ぐ」という語感から、「起きてからどうにかすればいい」といった受け身（防御）的に考えられがちですが、「積極的防御」を心がけたいものです。日頃から防災対策をしておくことで、被害を少なくすることができます。防災対策で大切なことは、自分の身の安全を守るために一人ひとりが取り組む「自助」です。具体的には、ハザードマップや避難場所を確認し、食糧や飲料水の備蓄（最低3日分、推奨1週間分）を実施しましょう。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしたりしました。大地震が発生したときには、「家具は必ず倒れるもの」と考えて、転倒防止対策を実施しましょう。万一、家具が倒れてもけがをしたり、出入り口をふさいだりしないように、家具の向きや配置を工夫することも大切です。

今年も皆様が安心安全で明るく暮らしていただけますように、防災業務に尽力して参ります。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2（課直通）



## 冬期間の福祉灯油等購入助成申請は1月31日水までです。

11月より福祉灯油等購入助成事業の申請受付を行っております。助成を希望される方はお早めに申請されますようお願い致します。

申請については1世帯1回のみとさせていただきますので、既に申請された方は対象外です。

なお、詳細については以下のとおりです。

## ●助成の対象

11月1日現在、弟子屈町に住居票があり、世帯員全員の町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯となります。助成は実際の生活実態により判断します。

詳細については以下のとおりです。

☆高齢者世帯…11月1日時点で、70歳以上の方のみで構成される世帯  
＜ただし18歳未満（※）の児童のみと同居の場合も含まれます＞

☆障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方などがある世帯  
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯  
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯  
※助成の対象となるのは上記に該当する方のみとなります。

☆ひとり親世帯…18歳未満（※）の児童とその父または母のいずれか一方によってのみ構成される世帯  
※今年度18歳に達する方を含みます。

ただし、対象となる方が福祉施設に入所している世帯や、生活保護を受けている世帯、弟子屈町に生活実態のない世帯は該当しません。また、状況によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## ●助成の内容

・基準額（世帯につき）…10,000円 ・加算額（対象者1人につき）…5,000円

## ●助成の方法

申請より順次、対象となる方についてはご指定の口座に振り込みます。

## ●必要書類

・印鑑と振込先の通帳またはキャッシュカード ・障がい者世帯の場合は手帳をお持ち下さい。

## ●申請受け付け期間

1月31日（水）まで

希望される方は印鑑と振込先となる通帳をお持ちの上、平日8:45～17:30に弟子屈町役場福祉課または川湯支所にて申請してください。

なお、窓口に来ることができない方は福祉課へご相談ください。

お問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1（課直通）・川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

## 今年度の予算と上半期の補正額

単位：万円／9月末現在

歳入			歳出					
区分	当初予算額	上半期補正額	計	区分	当初予算額	上半期補正額	主な補正内容	計
町税	91,302		91,302	議会費	7,039			7,039
地方譲与税	14,650		14,650	総務費	514,702	4,463	【増】中心市街地再構築事業ほか	519,165
利子割交付金	40		40	民生費	256,889	13,962	【増】川湯保育園建設事業ほか	270,851
配当割交付金	150		150	衛生費	48,290	5,403	【増】新型コロナウイルス感染症予防接種事業ほか	53,693
株式等譲渡所得割交付金	100		100	労働費	1,440			1,440
法人事業税交付金	1,000		1,000	農林水産業費	78,455	5,905	【増】農業物価高騰対策事業ほか	84,360
地方消費税交付金	18,000		18,000	商工費	120,578	19,983	【増】阿寒町立立寄野プロテック事業ほか	140,561
ゴルフ場利用税交付金	290		290	土木費	128,659	1,179	【増】町道舗装補修工事ほか	129,838
環境性能割交付金	920		920	消防費	41,763	81	【増】防災事業ほか	41,844
地方特例交付金	200		200	教育費	66,324	1,614	【増】歴史館管理事業ほか	67,938
地方交付税	385,000		385,000	災害復旧費	1			1
交通安全対策特別交付金	82		82	公債費	122,851			122,851
分担金及び負担金	17,376		17,376	諸支出金	1			1
使用料及び手数料	20,272		20,272	給与費	87,308			87,308
国庫支出金	112,016	19,975	131,991	予備費	1,200			1,200
道支出金	45,936	△ 1,523	44,413					
財産収入	2,207	114	2,321					
寄附金	450,031	206	450,237					
繰入金	59,068	14,360	73,428					
繰越金	5,000	8,308	13,308					
諸収入	35,740	1,190	36,930					
町債	216,120	9,960	226,080					
計	1,475,500	52,590	1,528,090	計	1,475,500	52,590		1,528,090

## 財政用語

- 一般会計／行政運営の基本的な経費を計上した会計
- 特別会計／特定の歳入・歳出を処理するための会計
- 地方交付税／各市町村が等しく標準的な公共サービスを行うために国から交付されるお金
- 地方譲与税／国が国税として徴収を代行しているもの（地方道路譲与税など）を市町村に一律で配分するお金
- 国庫・道支出金／特定の目的に対して国や道から交付されるお金
- 交付金／行政上の必要性により国から交付されるお金（地方消費税交付金、環境性能割交付金など）

- 分担金・負担金／町が行う事業により、特定の利益を受ける人から徴収するお金（保育料、下水道受益者負担金など）
- 繰入金／他の会計や基金（特定の目的のために積み立てたお金）から繰り入れたお金
- 公債費・町債（町の借金）にかかる元金、利子を併せた借金返済費用
- 繰越明許費／当該年度において支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用できる予算

## 放課後児童クラブ令和6年度利用申込の案内について

放課後児童クラブは、放課後、仕事などで保護者の方が家にいないご家庭の小学生を対象に「遊び」「生活」の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に運営しています。

## 放課後児童クラブ利用申込案内

令和6年度放課後児童クラブ利用受け付けは下記のとおり行います。

申込期間 1月22日（月）から2月2日（金）

<対象児童> 保護者が就労等で留守になる小学生

<必要書類>

- (1) 放課後児童クラブ入会申請書
- (2) 保護者が保育できないことを証する書類（就労証明書等）
- (3) 児童クラブ個人調査

提出先／※各放課後児童クラブもしくは役場健康こども課こども支援係

書類は各クラブ及び通いのこども園、保育園を通じて配布致します。また、新規で申込みを希望される方は、上記提出先に申請書をご用意しておりますので、窓口にてご請求ください。

※町ホームページからもダウンロードできます。

入会決定は、3月中旬以降になりますのでよろしくお願い致します。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 TEL 4 8 2 - 2 9 3 5

